

【学校感染症】 学校保健安全法施行規則より

手続き方法

学校保健安全法により、学校感染症にかかると、出席停止の扱いとなります。

そのため、医師の登校許可が出るまでは登校できませんが、通常の欠席とは区別されます。

医師より感染症と診断された場合は担任に連絡をし、下記の出席停止の基準を参考にして休養して下さい。

登校が可能になりましたら、該当する証明書または申出書を担任まで提出して下さい。

出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※1)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症(※2)	発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症 O-157		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型: 肝機能正常化後登校可能 B型・C型: 出席停止不要
		手足口病	熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)

※1 第1種学校感染症:

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

※2 新型コロナウイルス感染症:

発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

濃厚接触者の特定は行いません。

ワクチン接種やワクチンによる副反応に関しては欠席扱いとなります。